

平成 22 年 5 月 28 日

各 位

会 社 名 株式会社 fonfun  
代表者名 代表取締役社長 三浦 浩之  
(コード番号 2323)  
問合せ先 取締役兼専務執行役員 佐藤 充  
(TEL 03 - 5357 - 0303)

### 当社従業員に対するストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、当社従業員に対し、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき承認を求める議案を、平成 22 年 6 月 29 日開催予定の第 14 回定時株主総会（以下「本総会」といいます）に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

1. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社従業員に業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えることを目的とするものであります。

2. 新株予約権の割当を受ける者

当社従業員

3. その委任に基づいて募集事項の決定をすることのできる新株予約権の内容及び数の上限

(1) 新株予約権の数の上限

下記 (2) に定める内容の新株予約権 200 個を上限とする。

(2) 新株予約権の内容

① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数は 100 株とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（又は併合）の比率

また、当社が他社と吸収合併等の組織再編を行い本新株予約権が承継される場合には、それぞれ必要かつ適切な株式数の調整を行うものとする。

② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して払い込む金銭の額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）に、①に定める新株予約権1個当たりの株式の数を乗じた金額とする。

当社取締役会で定める新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）における大阪証券取引所へラクレス市場における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.03を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その価額が割当日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数はこれを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数はこれを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行（又は処分）株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前（又は処分前）の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行（又は処分）の株式数}}$$

③ 新株予約権を行使することができる期間

割当日の翌日から2年を経過した日より5年以内とする。

④ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

イ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生ずる1円未満の端数はこれを切り上げる。

ロ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イに記載の資本金等増加限度額から上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑤ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑥ 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、権利行使の時まで引き続き当社従業員若しくは当社グループ会社の取締役

役又は従業員の地位にあることを条件とする。

⑦ 新株予約権の取得事由

イ 当社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合には、当該新株予約権を無償で取得することができる。

ロ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合（株主総会が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表取締役の決定がなされた場合）には、当社は、取締役会が別途定める日に無償で新株予約権を取得することができる。

⑧ 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生の時点において権利行使していない新株予約権の新株予約権者に対して、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社の新株予約権を、当該組織再編行為の比率に応じてそれぞれ交付するものとする。ただし、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において、その旨を定めた場合に限り交付するものとする。

⑨ 募集事項の決定の委任等

上記に定めるものの他、新株予約権の募集事項及び細目事項については、新株予約権発行の取締役会決議により定めるものとする。

4. 委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき金銭を払い込むことの要否

金銭の払込みを要しないこととする。

(注) 上記の内容につきましては、平成 22 年 6 月 29 日開催予定の第 14 回定時株主総会において「当社従業員に対しストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件といたします。

以 上